行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢不詳の男性で白色肌着、緑色と黄色のチェック柄カジュアルシャツ、茶色ジャンパー、黒色靴下半足を着用、所持品は緑色作業着上着１着、緑色作業着ズボン１本、黒色サンダル１足

上記の者は、平成22年11月11日午前９時45分に愛知県幡豆郡一色町大字坂田新田字沖向102番地先にて水没車両内より大腿骨等が発見され、その後警察の潜水捜査により同一場所から頭蓋骨、肋骨、背骨等が発見された。死亡日時は不詳であるが、死後１年以上の経過と推定される。身元不明のため、遺体は火葬に付し遺骨を保管しておりますので、心当たりのある方は、当町健康福祉部健康福祉課まで申し出てください。

平成23年１月21日

愛知県　　幡豆郡一色町長　都築　　譲

行旅死亡人

本籍不詳、住所・大阪府摂津市千里丘３丁目７番19号第一さくら荘20号室、氏名（自称海勢頭貞治）、年齢63歳の男性、遺留金品は黒色革製小銭入れ、現金1,119円、自宅南京錠の鍵、大阪市立大学病院診察券、おくすり手帳、保護変更決定通知書在中の封筒

上記の者は平成22年11月３日午後８時59分、大阪府摂津市千里丘２丁目５番10号　寿温泉の脱衣所で倒れ、同銭湯経営者の通報により救急搬送されたが、同日午後10時15分（推定）死亡されました。遺体は検視のうえ火葬に付し、遺骨は保管してありますので心当たりの方は当市福祉事務所まで申し出てください。

平成23年１月21日

大阪府　　摂津市長　森山　一正

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～30歳程度の男性、身長165cm～175cm程度、黒色長ズボン、白地の長袖ポロシャツ、長袖Ｖネックシャツ、黒色スウェット上下、スニーカー28cm（ニューバランス）、所持品は黒色ショルダーバッグ、筆箱、ものさし、黒色革製財布

上記の者は、平成22年10月19日午前10時頃岡山県新見市西方3900番地２ＪＲ西日本備中神代駅東方約１km先山中で発見されました。身元不明のため、平成22年12月10日火葬し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は本市福祉課まで申し出てください。

平成23年１月21日

岡山県　　新見市長　石垣　正夫

公　　示　　送　　達

宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業において、下記の者に対する宇都宮鶴田第２土地区画整理事業施行条例第18条第７項の規定による土地の地積の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、土地区画整理法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえて、その内容を次のとおり公告する。

平成23年１月21日

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　栃木県宇都宮市鶴田町227番地３
氏名　中村　和平

２　基準地積更正通知の内容

宇都宮鶴田第２土地区画整理事業施行条例第18条第４項の規定により、平成22年８月23日付で通知（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第１項の規定により、平成22年10月７日（宇都宮市告示第480号）に公告）した実測は、平成22年11月19日に実施いたしました。

つきましては、あなた所有の土地の地積については、下記のように確認したので、宇都宮鶴田第２土地区画整理事業施行条例第18条第７項の規定により通知いたします。

なお、当該通知は栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号の市役所前掲示場及び栃木県宇都宮市鶴田町970番地１の子ども発達センター内において掲示いたします。

記

土地の表示					基準地積（施行者が確認した地積）	適用
市	町	地番	地目	登記地積		
				㎡	㎡	
宇都宮市	鶴田町	227番４	畑	7,159	3,974.24	
宇都宮市	鶴田町	227番５	山林	905	502.40	

旅行業者営業保証金の権利実行申立てに係る公告

旅行業法第17条第２項及び旅行業者営業保証金規則第２条第３項の規定により次のように公告します。

平成23年１月21日　　大阪府知事　橋下　　徹

１．権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　村上　　巖（大阪五色観光社）大阪府大阪市西成区天下茶屋１―30―18
２．前号の旅行業者の登録番号　大阪府知事登録旅行業第３―1951号（平成22年10月28日登録抹消）
３．第１号の旅行業者の営業保証金につき旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、この公告掲載の日の翌日から60日以内（平成23年３月22日まで）に、旅行業者営業保証金規則第２条第５項の規定により同規則第３号書式の申出書に、権利を有することを証する書面を添付して大阪府知事に提出してください。
４．前号の申出書の提出がないときは、営業保証金の配当手続きから除斥されます。

旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表に係る公告

旅行業法第17条第２項及び旅行業者営業保証金規則第４条第１項の規定により次のように公告します。

平成23年１月21日　　神奈川県知事　松沢　成文

１．権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　株式会社スリーウィンズ　神奈川県横浜市中区長者町八丁目134番地
２．前号の旅行業者の登録番号　神奈川県知事登録旅行業第３―876号
３．第１号の旅行業者の営業保証金の権利実行のための配当表
弁済限度額　3,000,000円
権利の実行の申出の内容

申出者	旅行者であるか否か	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
橋本忠実	ある	260,730円	260,730円	260,730円	14,579円	246,151円
木田真弓	ある	319,970円	319,970円	319,970円	17,891円	302,079円
中村美智子	ある	100,000円	100,000円	100,000円	5,591円	94,409円
小川正道	ある	66,880円	66,880円	66,880円	3,740円	63,140円
藤井宏紀	ある	197,770円	197,770円	197,770円	11,058円	186,712円
三上真史	ある	481,140円	481,140円	481,140円	26,903円	454,237円
宇次武明	ある	248,130円	248,130円	248,130円	13,874円	234,256円
神奈川県会計管理者		―	―	―	―	93,636円

＊旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続に要した費用（上表の各手数料の合計）については神奈川県会計管理者に支払うこととする。